

「千葉市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」について パブリックコメント手続を実施します

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正に伴い、本市の介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準を定める条例の一部を改正することを予定しています。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

この条例案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：介護保険事業課（市役所高層棟9階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館。



【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和6年1月4日（木）～2月5日（月）（必着）
- ・募集方法

「千葉市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先
 - 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所介護保険事業課
 - 2 F A X：043-245-5621
 - 3 電子メール：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp
 - 4 持 参：介護保険事業課（市役所高層棟9階）、各区役所総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和6年2月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報には公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部 介護保険事業課

電 話 043-245-5062

ファクシミリ 043-245-5621

電子メール kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp